

◇申込時に必要な書類等	運転	設備	創業	事業承継	災害対策
融資幹旋依頼書・融資依頼書	○	○	○	○	○
中小企業振興資金融資申込書	○	○	○	○	○
信用保証料補助申請書	○	○	○	○	○
最近2期分の決算書(申込時に決算後6箇月以上経過している場合及び創業後1年未満の場合は試算表)	○	○	○	○	○
申込者及び連帯保証人の固定資産評価証明書 ^(※)	△	△	△	△	△
「事業者選択型経営者保証非提供制度」要件確認書兼誓約書 写し	△	△	△	△	△
法人の場合：登記簿謄本 個人の場合：住民票	○	○	○	○	○
見積書及びカタログ又は設計図		○	△	△	△
創業計画書			○		
特定創業支援等事業により支援を受けたことの証明			△		
事業承継計画策定委託契約書又は請書写し				△	
事業承継計画書又は事業計画書				△	
中小企業経営承継円滑化法第12条第1項の認定写し				△	
り災証明書又は被災証明書写し					○
つなぎ資金の場合、当該補助金交付決定通知書写し					△

○…必須、△…必要に応じて

(※)連帯保証人については、取扱金融機関及び保証協会の定めるところによります。

◇注意事項◇

- ・登記簿謄本又は住民票について、2回目以降は、変更等がない限り省略可能です。
- ・資金用途が車両購入の場合、3・5・7ナンバーの車両は原則対象外となります。なお、車体の側面や後部ガラスなど容易に視認できる箇所に、法人名や屋号を記載したカットニングシート等（周囲の通行人が文字を判読できる程度の大きさのもので、容易に着脱できるものは不可）をつけてください。
- ・資金用途が設備の場合は、設備等の設置完了後、設備設置完了報告書、設置状況が確認できる写真及び証書（納品書等）を提出してください。対象設備が車両の場合は、車検証写し及び写真（車両全体が写っているもの及び事業所名等の表示状況がわかるもの）を提出してください。

令和7年度那須烏山市制度融資のご案内



◇融資を受けられる資格

- ・那須烏山市内に事業所を有し、引き続き1年以上現在の事業を営んでいる方
- ・法人は商業登記を、個人は住民登録を市内にしている方
- ・市税及び水道料金等を滞納していない方

※創業資金、事業承継資金、災害対策資金については、別に定める要件があります。詳細は、中面をご確認ください。

◇中小企業者の範囲

業種	資本金及び出資の総額	従業員
製造業・建設業・運輸業・その他	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下

※農業・林業・漁業・保険業・金融業、風俗営業その他これらに類する事業は対象外。
※ただし保険業については、保険媒介代理業及び保険サービス業は融資対象です。また一部金融業についても対象となる業種があります。

◇取扱金融機関

金融機関名	住所	電話番号
足利銀行烏山支店	那須烏山市中央2-1-1	0287-83-1134
栃木銀行烏山支店	那須烏山市金井1-8-16	0287-82-3132
烏山信用金庫本店営業部	那須烏山市中央2-4-17	0287-84-1511

◇申込み・お問い合わせ

【申込み】 直接、上記取扱金融機関へお申し込みください。
 【お問い合わせ】 那須烏山市役所 商工観光課 商工振興グループ
 ☎0287-83-1115 平日午前8時30分～午後5時15分
 E-Mail shohkohkankoh@city.nasukarasuyama.lg.jp



※予算の範囲内においての融資となりますので、ご希望に添えない場合がございます。
 ※様式等は、市ホームページをご確認ください。

令和7年度 那須烏山市中小企業振興資金メニュー一覧

◇信用保証料補助制度
信用保証料については、その全額が市から補助されます。(融資期間延長の場合を除く。)
ただし、事業者選択型経営者保証非提供制度をご利用の場合は、上乘せ分の利率相当額が
事業者負担となりますので、ご注意ください。

資金名	融資を受けられる資格	資金用途	限度額 (万円)	返済期間	返済方法	利率
運転資金	次のいずれにも該当する中小企業者又は協同組合等 ・市内に事業所を有し、引き続き1年以上現在の事業を営んでいる方 ・法人にあっては商業登記を、個人にあっては市内に住民登録をしている方 ・市税及び水道料金等を滞納していない方	・原材料の購入、商品の仕入れ、買掛金の支払い、手形の決済等のために必要な資金 ・那須烏山市中小企業振興資金（運転資金）の既往借入金の借換に要する資金	2,000	7年以内	一括又は月賦償還 (据置期間なし)	1年以内 1.3% 3年以内 1.5% 5年以内 1.7% 7年以内 1.9%
設備資金	※運転資金の融資資格に同じ	・市内における店舗、工場、従業員の宿舍等の新築、増改築又は改装に必要な資金（これらの目的のための土地等の購入に必要な資金を含む。） ・事業用の機械器具、車両等の購入に必要な資金	2,000	10年以内	一括又は月賦償還 (据置1年以内)	5年以内 1.7% 7年以内 1.9% 10年以内 2.1%
創業資金	次のいずれかに該当する方 ○市内に事業所を有し、新たに事業を開始してから1年未満である中小企業者又は協同組合等で、法人にあっては商業登記を、個人にあっては市内に住民登録をしており、市税及び水道料金等を滞納していない方 ○運転資金の要件を全て満たしている法人で、自らの事業の全部又は一部を継続しながら、これまで営んできた業種とは日本標準産業分類の大分類が異なる業種において、中小企業者又は協同組合等である法人を市内に設立し、かつ、当該法人が事業を開始する具体的計画を有する方 ○運転資金の要件を全て満たしている個人で、自らの事業の全部又は一部を継続しながら、これまで営んできた業種とは日本標準産業分類の大分類が異なる業種において、新たに事業を開始する具体的計画を有する方 ○新たに市内で事業を営もうとする次のいずれかに該当する個人で、市税及び水道料金等を滞納していない方 ・市内に住民登録をしている方で、融資の実行後1か月以内（市の指定する特定創業支援等事業により支援を受けたことの証明を受けた方は6か月以内）に新たに事業を開始する具体的計画を有する方 ・融資の実行後2か月以内（市の指定する特定創業支援等事業により支援を受けたことの証明を受けた方は6か月以内）に市内で新たに中小企業である法人を設立し、当該法人が新たに事業を開始する具体的計画を有する方	・運転資金、設備資金に同じ（借換資金を除く）	500	7年以内	月賦償還 (据置1年以内)	3年以内 1.5% 5年以内 1.7% 7年以内 1.9%
事業承継資金	法人にあっては商業登記を、個人にあっては市内に住民登録をしており、市税及び水道料金等を滞納していない方で、次のいずれかに該当する方 ・事業承継（親族もしくは従業員による経営の承継又は第三者による営業譲渡もしくは株式取得により行う事業用資産及び経営権の承継）を5年以内に行う見込みがあり、かつ、支援機関等（栃木県事業引継ぎ支援センター、商工会、金融機関、中小企業診断士、公認会計士、税理士）の支援により事業承継計画を策定する方 ・事業承継を5年以内に行う見込みがあり、かつ、支援機関等の支援により策定した事業承継計画の実行に取り組む方 ・事業承継を行ってから3年を経過していない方で、支援機関等の支援により策定した事業承継計画又は事業承継後に策定した事業計画に基づき経営の安定化及び事業の活性化等に取り組む方 ・中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第12条第1項の認定を受けた方	・支援機関等に事業承継計画書の策定を委託するために必要な資金 ・事業承継に不可欠な議決権株式、事業用資産を取得するために必要な資金 ・事業承継計画又は事業計画を実行するために必要な運転資金及び設備資金	2,000	10年以内	月賦償還 (据置1年以内)	3年以内 1.3% 5年以内 1.5% 7年以内 1.7% 10年以内 1.9%
災害対策資金	運転資金の要件を全て満たしており、融資の申込みの日の1年前の日から当該申込みの日までの間に、自然災害（暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震その他の異常な自然現象により生じた災害）により市内に有する事業所が被災し、被災証明書又はり災証明書の交付を受けた中小企業者又は協同組合等	・事業再建及び経営の安定に必要な運転資金及び設備資金	2,000	10年以内	一括又は月賦償還 (据置1年以内)	3年以内 1.2% 5年以内 1.4% 7年以内 1.6% 10年以内 1.8%

※創業資金の利率につき、市の指定する特定創業支援等事業により支援を受けたことの証明を受けた方は、上記利率から0.1%引下げとなります。